

14 心身障害(児)者の福祉

心身障害者の福祉の向上を図るため身体障害者福祉法、知的障害者福祉法をはじめ各種の実施要綱等により、自立及び社会参加の促進等を目的に次の施策を行っています。

(1) 手帳の交付

① 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法で定められた手帳で、様々な福祉サービスを利用するために必要となるものです。

対象者は、厚生労働省が定めた障害の種類及び程度の基準に該当する方です。障害の程度により1～7級までの区分がありますが、手帳の交付対象は1～6級までとなっています。

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	うち 18歳未満
28 年 度	視覚障害	127	118	26	16	27	23	337	0
	聴覚・平衡機能障害	9	92	93	111	1	245	551	6
	音声・言語・そ しゃく機能障害	3	6	42	44	-	-	95	0
	肢体不自由	702	648	566	792	430	175	3,313	40
	内部障害	959	11	102	297	-	-	1,369	22
	計	1,800	875	829	1,260	458	443	5,665	68
29 年 度	視覚障害	120	122	21	13	26	22	324	0
	聴覚・平衡機能障害	9	95	85	116	1	237	543	6
	音声・言語・そ しゃく機能障害	2	4	40	44	-	-	90	0
	肢体不自由	660	606	543	766	448	170	3,193	37
	内部障害	980	11	119	329	-	-	1,439	19
	計	1,771	838	808	1,268	475	429	5,589	62
30 年 度	視覚障害	120	123	19	13	26	18	319	0
	聴覚・平衡機能障害	9	89	81	120	2	226	527	6
	音声・言語・そ しゃく機能障害	4	7	40	47	-	-	98	1
	肢体不自由	620	568	518	710	426	169	3,011	39
	内部障害	944	7	133	347	-	-	1,431	21
	計	1,697	794	791	1,237	454	413	5,386	67

② 療育手帳

知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行なうとともに、各種の援助を受けやすくするため、児童相談所（18歳未満の場合）あるいは知的障がい者更生相談所（18歳以上の場合）において知的障害と判定された方に手帳を交付します。

障害の程度はA（重度）、B（重度以外）があり、原則として、就学前は2年毎、就学後から18歳未満は5年ごとに程度確認の判定を行い、18歳以上で障害程度が変化しないと考えられる者は判定期限を無期限と定めています。

（療育手帳の交付）

障害程度	28年度	29年度	30年度
A	424 (41)	428 (49)	436 (43)
B	761 (162)	741 (177)	733 (142)
計	1,185 (203)	1,169 (226)	1169 (185)

※（ ）はうち18歳未満の所持者数

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者に対して、各種福祉制度を利用するのに必要な手帳を交付します。

県精神保健福祉センターにおいて精神障害と判断された方で、障害の程度は1級（重度）、2級（中度）、3級（軽度）で2年毎の判定が必要です。

（手帳所持者数）

障害等級	28年度	29年度	30年度
1級	162 (0)	147 (0)	141 (0)
2級	381 (0)	392 (0)	415 (0)
3級	173 (1)	181 (2)	207 (1)
計	716 (1)	720 (2)	763 (1)

※（ ）はうち18歳未満の所持者数

(2) 自立と社会参加のための施策

① 障害者福祉都市の推進

昭和56年の「障害者福祉都市宣言」以降、障害者の住みよいまちづくりを目指す「建築物等に関する福祉環境整備要綱」の制定や「鶴岡市障害者保健福祉計画」を策定し、自立と社会参加を促進するための福祉サービスなど、様々な施策を展開しています。

② 身体障害者相談員

身体障害者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、福祉事務所など関係機関との協力や地域活動の中核となって、援護思想の普及に努めます。

氏名	住所	電話	氏名	住所	電話
佐藤 満子	道形町 31-6	24-0412	上野 喜吉	外内島字明神川原245-5	22-9073
森井 雪	日出一丁目 4-17	24-6221	荘司 徹	藤島字村前 25-4	64-4265
秋庭 繁一	東堀越字桔梗出 43	64-3476	勝木 克己	羽黒町手向字手向280	62-3139
小林 光雄	板井川字村西 113	080-1801-7670	蛸井 喜市	西荒屋字川原田 88	57-3159
渡部 秀一	大網字村下 66	54-6285	本間 政利	湯温海字湯之里137	43-3873
五十嵐 啓	林崎丁 32-9	22-7419	阿毛 稔	下川字龍花崎 36-472	76-3030
齋藤 清廣	羽黒町荒川字上山277-4	62-2411	長谷川 昇	海老島町 16-50-1	24-0329
佐藤 武	東新斎町6-20	22-8624	池田 均	大西町 3-4	22-2492
佐藤 誠一	みずほ 34-1	35-3870	原田 久民	宝町 5-38	22-7527
齋藤 紀子	湯温海甲 45	43-3072	佐藤 義昭	千石町16-13	24-6019

③ 知的障害者相談員

知的障害者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、指導助言を行うとともに福祉事務所などの関係機関に連絡するなど、地域の中で援護思想の普及に努めます。

氏名	住所	電話	氏名	住所	電話
長谷川 薫	道田町 5-4	090-4552-1745	佐藤 喜美子	道形町 12-45	23-7900
渡部 幸也	羽黒町昼田字南田5 3	62-3469	菅原 市雄	大針字花戸口 27	53-3376
村上 勝子	湯温海字湯之里114-1	43-2407	秋山 一子	黒川字漆原 86	57-2721

④ 特別障害者手当

(平成 31 年度予算額 79,204 千円)

精神又は身体に著しく重度の障害がある 20 歳以上の方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給します。

支給要件：福祉施設入所者又は 3 ヶ月以上入院している場合を除く

月 額：27,200 円、年 4 回（2. 5. 8. 11 月）支給（所得制限有り）

	28 年度	29 年度	30 年度
受給者数	332	264	250

⑤ 障害児福祉手当

(平成 31 年度予算額 15,295 千円)

精神又は身体に著しく重度の障害がある 20 歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給します。

支給要件：福祉施設入所者を除く

月 額：14,790 円、年 4 回（2. 5. 8. 11 月）支給（所得制限有り）

	28 年度	29 年度	30 年度
受給者数	92	89	84

⑥ 福祉手当

(平成 31 年度予算額 352 千円)

従来福祉手当の中で、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金を支給されない方に対して、経過措置として、従前の例により支給します。（支給要件、月額等は障害児福祉手当に同じ）

	28 年度	29 年度	30 年度
受給者数	4	3	2

⑦ 身体障害者巡回相談

遠隔地域における身体障害者の利便性を考慮し、山形県身体障がい者更生相談所が県内市町村を巡回して身体障害者手帳の交付、補装具の給付の相談判定(肢体・聴覚)を実施します。（鶴岡市では年 3 回実施）

実施主体：山形県身体障がい者更生相談所

	28 年度	29 年度	30 年度
手帳交付決定件数	16	9	22
補装具交付決定件数	28	29	37
相談者人数	93	59	84

⑧ あんしん見守りコール

(平成 31 年度予算額 103 千円)

一人暮らしの障害者に対し、通報、双方向の会話ができる通信機器を設置し、生活、健康などに関する相談、安否確認、緊急時の対応を支援します。

	28 年度	29 年度	30 年度
利用者数	1	1	1

⑨ 紙おむつ購入費助成

(平成 31 年度予算額 4,291 千円)

寝たきりの重度心身障害(児)者で常時失禁状態の方に紙おむつの購入費を助成します。

対 象 者：生計中心者所得税額が 6 万円未満の者

助成限度額：市民税非課税世帯・生計中心者所得税非課税 月額 7,000 円

市民税課税世帯・生計中心者所得税非課税 月額 5,000 円

市民税課税世帯・生計中心者所得税 6 万円未満課税 月額 2,000 円

	28 年度	29 年度	30 年度
支給人数	79	75	77
支給延月数	885	835	762

⑩ 人工透析患者通院交通費助成

(平成 31 年度予算額 588 千円)

人工透析療法を受けるために、医療機関へ交通機関を利用して通院している方に交通費を助成します。

助成額：通院交通費の実支出額と交付基準額を比較していずれか低いほうの額

対 象：下記の要件のいずれにも該当する方

- ・じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた者
- ・医療機関に交通機関（自家用車を含む）を利用して通院している者
- ・本人及び同居世帯生計中心者の前年分の所得税が非課税の者

	28 年度	29 年度	30 年度
受給者数	24	25	35

⑪ 在宅酸素療法者支援事業

(平成 31 年度予算額 500 千円)

在宅酸素療法を行う呼吸器機能障害者の経済的負担の軽減を図るため、在宅酸素療法に係る酸素濃縮器使用のための電気料金の一部を助成します。

	28 年度	29 年度	30 年度
受給者数	21	26	25

⑫ 重度心身障害(児)者社会参加促進事業

(平成 31 年度予算額 27,812 千円)

障害者の社会参加を進めるために、下記の対象者にタクシー利用費、給油費の一部を助成する助成券を交付します。

対象者：身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の者

※給油券は自動車税減免対象者のみ

	28 年度	29 年度	30 年度
タクシー券交付者数	2,051	1,899	1,881
給油券交付者数	951	958	998

⑬ 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

(平成 31 年度予算額 148 千円)

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語習得などの発達を支援するため、補聴器購入費用の一部助成を行います。

	28 年度	29 年度	30 年度
利用者数	1	0	0

⑭ 心身障害者扶養共済制度

保護者が死亡又は高度障害になった場合、残された心身障害者へ生涯にわたって年金を支給し、生活の安定と福祉の向上を図ります。

知的障害者・身体障害者手帳 1～3 級の心身障害者を扶養している保護者（65 歳未満）が加入でき、掛け金は加入者の年齢によって月額 9,300 円～23,300 円です。

	28 年度	29 年度	30 年度
加入者数	45	41	39
受給者数	69	69	71

⑮ 障害者住宅設備資金の融資あっせん（利子補給）

障害者の住宅環境を改善するために資金の融資あっせんを行います。

（事業開始年度 昭和 61 年度）

対 象：身体障害者手帳 1～4 級、又は療育手帳 A の所持者と同居する世帯

融資限度額：300 万円で年利 2.3% を上限に利子補給 120 か月の元利均等月賦償還

(3) 在宅障害者への福祉サービス**① 居宅介護**

ホームヘルパーが障害者等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、その他の援助を行います。

		28 年度	29 年度	30 年度
実利用者数		224	219	209
延訪問時間	身体介護	15,764	16,263	15,539
	家事援助	17,105	17,746	16,768

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

	28 年度	29 年度	30 年度
実利用者数	6	7	7
延訪問時間	1,908	2,411	2,960

③ 生活介護

常時介護を必要とする障害者に、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談助言、創作的な活動、生産活動の機会の提供などを行います。

	28年度	29年度	30年度
実利用者数	371	370	370
延利用日数	79,529	106,557	78,425

④ 自立訓練（生活訓練）（機能訓練）

知的障害、精神障害のある方に、入浴、排せつ、食事等に関して自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言などの支援を行います（生活訓練）。

身体障害のある方には、理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション、生活等に関する相談、助言などの支援を行います（機能訓練（※28、29年度の利用者はなし））。

	28年度	29年度	30年度
実利用者数	83	96	88
延利用日数	10,188	11,164	10,844

⑤ 就労移行支援

一般企業等への就職を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

	28年度	29年度	30年度
実利用者数	65	55	60
延利用日数	7,970	6,174	6,462

⑥ 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによりその知識及び能力の向上に必要な訓練等を行います（雇用型）。

	28年度	29年度	30年度
実利用者数	81	80	80
延利用日数	16,487	17,128	16,779

⑦ 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによりその知識及び能力の向上に必要な訓練等を行います（非雇用型）。

	28年度	29年度	30年度
実利用者数	576	599	637
延利用日数	109,284	117,740	121,541

⑧ 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

	28年度	29年度	30年度
実利用者数	132	160	177
延利用日数	20,588	25,370	29,405

⑨ 児童発達支援

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うものです。

	28年度	29年度	30年度
実利用者数	41	37	35
延利用日数	3,749	3,890	3,866

⑩ 短期入所

介護者が病気、事故等により、一時的に介護できなくなった場合、短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事などの介護を行います。

	28年度	29年度	30年度
利用件数	711	818	865
延利用日数	4,332	4,801	5,266

⑪ 補装具の交付

(平成31年度予算額 24,563千円)

身体障害者が失った身体機能を獲得するために用いられる用具の交付及び修理をします。

対 象：身体障害者手帳の所持者、難病患者等（所得に応じて一部負担有り）

《平成29年度実績》

	交 付				修 理			
	件数	公 費	自 費	計	件数	公 費	自 費	計
義 肢	3	1,322,530	74,400	1,396,930	2	104,275	0	104,275
装 具	42	3,746,100	182,051	3,928,151	13	199,484	16,084	215,568
座位保持装置	10	3,311,869	134,018	3,445,887	13	506,727	17,783	524,510
盲人安全つえ	7	29,341	0	29,341	0	0	0	0
補 聴 器	58	4,497,220	192,251	4,689,471	13	252,420	9,226	261,646
車 椅子	23	5,393,917	170,103	5,564,020	34	1,222,244	17,728	1,239,972
電動車椅子	2	1,147,856	37,200	1,185,056	0	0	0	0
そ の 他	5	598,720	1,048	599,768	1	13,824	0	13,824
計	150	20,047,553	791,071	20,838,624	76	2,298,974	60,821	2,359,795

⑫ 自立支援医療（更生医療）の給付

（平成 31 年度予算額 85,314 千円）

身体障害者の身体上の障害を軽減し、日常生活能力、職業能力の回復を図るために医療の給付を行います。（対象：心臓機能障害、腎臓機能障害、肢体不自由などの障害による身体障害者手帳所持者）

	障害区分	件数	公費負担	社会保険	自己負担	合計
29 年度	肢体	26	1,138,704	4,181,177	593,479	5,913,360
	じん臓	696	69,539,947	56,620,530	1,698,699	127,859,176
	心臓	59	10,938,644	81,702,494	834,438	93,475,576
	免疫	33	3,437,614	3,283,556	210,000	6,931,170
	聴覚	3	9,441	68,864	7,775	86,080
	肝臓	6	144,699	371,945	14,706	531,350
	そしゃく	27	104,348	353,794	47,278	505,420
	計	850	85,313,397	146,582,360	3,406,375	235,302,132
30 年度	肢体	12	512,591	12,515,889	54,690	13,083,170
	じん臓	651	50,796,162	56,793,198	1,585,562	109,174,922
	心臓	78	20,702,663	103,801,884	721,561	125,226,108
	免疫	25	2,931,651	1,884,689	105,000	4,921,340
	聴覚	5	45,138	157,983	22,569	225,690
	肝臓	11	309,895	781,445	25,010	1,116,350
	そしゃく	22	72,726	254,539	36,365	363,630
	計	804	75,370,826	176,189,627	2,550,757	254,111,210

⑬ 自立支援医療（育成医療）の給付

（平成 31 年度予算額 2,607 千円）

現に身体上の障害を有する児童又は現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童について、手術等により確実な治療効果が期待できるものに対して医療の給付を行います。

	障害区分	件数	公費負担	社会保険	自己負担	合計
30 年度	視覚	4	99,228	324,197	20,325	443,750
	そしゃく	53	194,585	627,599	61,756	883,940
	肢体	4	179,368	4,570,649	23,513	4,773,530
	心臓	11	547,073	13,738,944	63,293	14,349,310
	じん臓	1	116,719	4,802,141	10,000	4,928,860
	その他内臓	9	323,214	3,447,026	41,890	3,812,130
	計	82	1,460,187	27,510,556	220,777	29,191,520

⑭ 自立支援医療（精神通院医療）の給付

精神患者で通院を必要とする人に対して、申請により自己負担以外の医療費を公費負担するものです。1年毎の申請が必要です。

自己負担：原則医療費の1割負担（世帯の所得水準等により1ヶ月の負担上限有り）

	28年度	29年度	30年度
受給者数	1,212	1,267	1,387

⑮ 計画相談支援

障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し必要に応じて見直しを行います。

	28年度	29年度	30年度
作成件数（実人数セルフプランを含む）	1,270	1,267	1,310

⑯ 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

	28年度	29年度	30年度
作成件数（実人数セルフプランを含む）	179	194	223

⑰ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

住居の確保その内容

- ・他の地域生活に移行するための活動に関する相談
- ・地域生活への移行のための外出時の同行
- ・障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊・地域移行支援計画の作成など

	28年度	29年度	30年度
支援件数	3	2	1

⑱ 地域定着支援

単身等で生活する障害のある方に対し常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、相談その他の必要な支援を行います。

対 象：次の方のうち、地域生活を継続していくために緊急時等の支援が必要と認められる方

(1)居宅において単身で生活する方

(2)居宅において家族等と同居していても、同居している家族等からの緊急時の支援が見込めない方

※グループホーム（共同生活援助）、宿泊型自立訓練の入居者は対象外

	28年度	29年度	30年度
支援件数	50	38	38

(4) 地域生活支援事業**① 障害者相談支援事業**

(平成31年度予算額 30,400千円)

在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、就労支援、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

障害者・・・総合保健福祉センター内「鶴岡市障害者相談支援センター」

障害児・・・あおば学園

利用者数	29年度			30年度			
	障害者	障害児	計	障害者	障害児	計	
実人数	985	238	1,223	915	300	1,115	
延人数	身体障害	1,683	128	1,811	1,789	100	1,889
	重症心身障害	219	83	302	187	13	302
	知的障害	2,886	508	3,374	3,027	314	3,341
	精神障害	2,505	3	2,508	2,422	3	2,425
	発達障害	213	541	754	168	609	777
	高次脳機能障害	131	0	131	61	0	61
	その他	229	89	318	237	62	299

支援方法	H29	H30	支援内容	H29	H30
	件数	件数		件数	件数
訪問	2,506	2,490	福祉サービスの利用等に関する支援	6,279	6,377
来所相談	914	871	障害や病状の理解に関する支援	547	479
同行	206	199	健康・医療に関する支援	873	783
電話相談	2,975	3,144	不安の解消・情緒安定に関する支援	666	622
電子メール	119	166	保育・教育に関する支援	260	301
個別支援会議	144	133	家族関係・人間関係に関する支援	540	387
関係機関	6,652	6,801	家計・経済に関する支援	445	273
その他	25	144	生活技術に関する支援	336	233
計	13,541	13,948	就労に関する支援	282	246
			社会参加・余暇活動に関する支援	87	82
			権利擁護に関する支援	83	27
			その他	306	337
			計	10,728	10,047

② 手話通訳者設置事業

(平成 31 年度予算額 2,958 千円)

聴覚障害者等の相談支援及びコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者 1 人を設置しています。

委託先：社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市障害者相談支援センター

③ 手話奉仕員派遣事業

(平成 31 年度予算額 632 千円)

聴覚障害者などが外出する際、適当な意思伝達の仲介者が得られない時に手話奉仕員を派遣します。

	28 年度	29 年度	30 年度
派遣回数	100	119	161
延派遣時間数	386	410	480

④ 手話奉仕員養成事業

(平成 31 年度予算額 287 千円)

手話奉仕員派遣事業での人材を確保するためなどに、手話奉仕員養成講座を実施します。

委託先：社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市障害者相談支援センター

	28 年度	29 年度	30 年度
回数	24	20	24
受講者数	27	24	26

⑤ 要約筆記奉仕員派遣事業

(平成 31 年度予算額 268 千円)

聴覚障害者などが外出する際、適当な意思伝達の仲介者が得られない時に要約筆記奉仕員を派遣します。

	28 年度	29 年度	30 年度
派遣回数	20	11	12
延派遣時間数	124	82	227

⑥ 日常生活用具給付等事業

(平成 31 年度予算額 20,936 千円)

在宅の重度身体・知的障害（児）者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（特殊寝台、歩行支援用具など）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資します。

《平成 30 年度実績》

区 分	件数	給付額	備 考
介護・訓練支援用具	6	468,720	特殊寝台、特殊マット、入浴担架等
自立生活支援用具	28	796,154	入浴補助用具、つえ、歩行支援用具、火災警報器等
在宅療養支援用具	36	1,613,138	透析液加湿器、電気たん吸引器、吸入器、盲人用体重計等
情報・意思疎通支援用具	11	879,140	情報通信支援用具、点字器、視覚障害者用（ホータブルコーダー、活字文書読上げ装置、拡大読書器）、盲人用時計、人工喉頭、点字図書等
排泄管理支援用具	2,145	16,832,979	ストーマ用装具、収尿器
住宅改修費	9	755,137	
計	2,235	21,345,268	

⑦ 移動支援事業

(平成 31 年度予算額 2,985 千円)

屋外での移動に困難がある障害（児）者に対し、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

	28 年度	29 年度	30 年度
登録者数	167	169	171
実利用者数	33	35	36
延利用回数	665	668	640

⑧ 地域活動支援センター事業

(平成 31 年度予算額 5,510 千円)

障害者が地域等で生活していくための支援を行うため、「地域活動支援センター」を設置し創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図ります。

委託先：NPO 法人やすらぎの会

⑨ 訪問入浴サービス事業

(平成 31 年度予算額 11,562 千円)

身体障害(児)者でねたきり状態の方の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害(児)者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

	28 年度	29 年度	30 年度
登録者数	17	14	13
利用延回数	791	934	823

⑩ 知的障害者職親委託制度

知的障害者の自立更生を願い、一定期間職親に預け、生活指導及び技術習得訓練等を行うことによって、就職に必要な技能を与えると共に雇用の促進と職場における定着性を高めます(過去3年の利用実績はなし)。

⑪ 日中一時支援事業(日帰り短期入所)

(平成 31 年度予算額 1,995 千円)

障害者等の家族の就労支援及び、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日帰りで障害者等を預かります。

	28 年度	28 年度	30 年度
登録者数	55	55	64
実利用者数	22	21	33
延利用回数	519	597	605

⑫ 日中一時支援事業(タイムケア)

(平成 31 年度予算額 5,135 千円)

障害児を日中の一定時間通所させ、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

	28 年度	29 年度	30 年度
登録者数	17	33	43
実利用者数	8	15	40
延利用回数	140	252	1202

⑬ 福祉体育祭の開催

(平成 31 年度予算額 283 千円)

※長寿介護課・福祉課

障害者と福祉団体・市民が一体となり、スポーツをとおして日常生活を健康で豊かなものにすると共に、社会参加とお互いの親睦を深めます。

身体障害者・知的障害者・精神障害者福祉団体、老人クラブ、老人施設利用者、各福祉団体、学校、ボランティア、町内会、一般市民の参加によって開催します。

(事業開始年度 昭和 56 年度)

⑭ 声の広報等録音発行事業

(平成 31 年度予算額 735 千円)

重度の視覚障害者へ「市広報つるおか」及び「市議会だより」を発行毎に音声データ化し、テープまたはCDで配布をします。30年度末現在で利用登録されている方は19名です。(事業開始年度 昭和56年度)

平成30年度委託先：鶴岡田川視覚障害者福祉協会、障害者支援オフィス「ひので」

⑮ 身体障害者用自動車運転免許取得・改造助成事業

(平成 31 年度予算額 850 千円)

自動車（本人運転用・介護用）の運転免許取得にかかる経費及び改造に要する費用を助成し、社会参加を促進します。

	28年度	29年度	30年度
件数	2	4	4
助成金額	193,000	313,000	450,000

(5) 障害者の居住支援**① 障害者支援施設**

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護を行っています。

	28年度	29年度	30年度
実利用者数	238	242	237
延利用日数	80,589	80,317	78,827

② 共同生活援助（グループホーム）

知的障害、精神障害の人に対し、主として夜間において、共同生活を営む住宅で相談その他の日常生活上の援助を行っています。

	28年度	29年度	30年度
実利用者数	212	212	233
延利用日数	65,574	67,308	69,385

③ 療養介護施設

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において必要な医療、訓練及び生活指導を行う施設です。

	28年度	29年度	30年度
実利用者数	24	23	24
延利用日数	8,114	8,395	8,212